

自由同和

大阪版



運動スローガン

1. 自由な論議の場を！
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

ホームページ▶<http://jiyudowa-osaka.org/>

No. 4 1 2

2021年(令和3年) 6月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F
電話(072) 224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

「第33回大阪経済商工連合会総会」開催される

令和2年度事業報告

- 令和2年6月12日(金) 「第32回大阪経済商工連合会大会」開催(大商連事務所)
- 令和2年7月13日(月) 近畿ブロック・近畿経済商工連合会理事会を京都ホテルオークラに於いて開催。
- 令和2年8月7日(金) 近畿ブロック・近畿経済商工連合会三役、大阪国税局・大阪法務局・近畿地方整備局・近畿経済産業局を表敬訪問。
- 令和3年2月5日(金) 「自由同和会近畿ブロック・近畿経済商工連合会令和2年度研修大会」が大阪キャッスルホテルに於いて、コロナウイルス感染症対策のため各県本部代表者3名で三密を避け開催。
その後、近畿各局に対する要望書を提出。
- 令和3年2月15日(月)～ 大阪経済商工連合会確定申告相談実施。
- 令和3年2月17日(水) 京都府本部八幡市にて開催の確定申告相談会に1名出席。

令和3年事業方針

1. 近畿経済商工連合会と協力し、国税局・大阪府・各市町村に同対審答申の精神の徹底を求めていく。
1. 各商工会事務局で地区、地域住民の経営相談にのれる様、事務局学習会・交流会を進めていく。
1. 会員の拡大強化を進めていく。
1. 計算事務センターの強化を推進いく。

「自由同和会大阪府本部第36回大会」集会形式の開催は中止

自由同和会 大阪府本部では、「自由同和会大阪府本部第36回大会」を令和3年7月4日(日)午後1時よりシティプラザ大阪に於いて開催予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「緊急事態宣言」が再延長されました。しかし宣言が解除後の状況が予測できないことを鑑み、参加される皆様の感染予防から中止することに致しました。

大阪府本部は、令和3年6月4日(金)午後1時大阪経済商工連合会事務局に於いて開催の理事会を会則で規定されている「特別な事情を有する場合には、理事会を以って大会に替えることができる」を活用して、「自由同和会大阪府本部第36回大会」とし、三密を避けるため各支部代表者の参加、他の理事に於いては文書決済での議案承認としました。

その結果、「自由同和会大阪府本部第36回大会」の議案が過半数以上で承認・可決されました。



令和3年6月4日(金)午後1時より、大阪経済商工連合会本部第36回大会(自由同和会大阪府本部第33回総会)を開催した後に、大阪府本部第36回大会を開催した。この大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、三密を避け各支部代表者の参加、他の理事に於いては文書承認での議案承認とし、「自由同和会大阪府本部第36回大会」すべてが過半数以上で承認された。

第5次大阪府障がい者計画

～人が人間(ひと)として支えあい、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり～

令和3年3月 大阪府 (一部抜粋)

第1章 計画策定にあたって

1. なぜ計画の策定が必要か

- 大阪府においては、平成24年度から令和2年度末を計画期間とする第4次大阪府障がい者計画(以下、「第4次計画」という。)に基づき、幅広い分野にわたる施策を総合的、計画的に推進してきました。第4次計画は、平成29年度に平成24年度から平成29年度までの6年間を総括し、平成30年度から令和2年度までの3年間を第4次計画(後期計画)(以下、「後期計画」という。)として、第5期大阪府障がい福祉計画及び第1期大阪府障がい児福祉計画と一体的なものとして改定しました。
- 第4次計画においては、「人が人間(ひと)として支えあい共に生きる自立支援社会づくり」を基本理念に据え、「権利の主体としての障がい者の尊厳の保持」、「社会的障壁の除去・改善」、「障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求」、「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」、「多様な主体による協働」の5つの基本原則のもと、福祉、教育、就労、保健医療、まちづくりなど、障がい者の自立と社会参加に向けたあらゆる分野の取組みを実施してまいりました。
- とりわけ、「地域生活への移行の推進」と「就労支援の強化」、「施策の谷間にあった分野への支援の充実」については、最重点施策として位置付け、具体的な数値目標の達成をめざし、重点的に推進してきたところです。
- 平成30年3月に後期計画として改定した際、障がい当事者目線での6つの生活場面の共通の舞台となる地域全体に横たわる課題への対応や、大阪府域の市町村全体の支援体制の底上げなど、これからの「地域共生社会」の実現を見据え「地域を育む」観点を持って取組みを進めることの重要性が指摘され、新たに「地域を育む施策の推進方向」について現状と課題を整理いたしました。
- また、平成30年4月には改正社会福祉法が施行され、都道府県の地域福祉支援計画が、障がい、高齢など各福祉分野の上位計画と位置付けられ、インクルーシブな共に生きる社会の実現に向け、より包括的な地域での支援体制を整備していくことが示されたところです。
- これを受け、大阪府においては、平成31年3月に第4期大阪府地域福祉支援計画を策定し、「誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会」、「地域のつながりの中で、ともに支え、共に生きる地域社会」、「あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている社会」といったビジョンのもと、障がい者計画や高齢者計画等との連携・調和を図りながら、地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていくこととしております。
- 一方、今後、地域で障がい者が抱える課題は、障がい者の重度化・高齢化や、障がい者とその家族等が支援につながらないまま社会で孤立していく、いわゆる「8050問題」など、より複合化・複雑化し、地域コミュニティの希薄化や人口減少、超高齢社会化とも相まって、さらに深刻なものとなることが懸念されています。
- このため、令和2年6月に改正社会福祉法が成立し、国において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援に取り組むこととしており、今後の障がい福祉分野にお

ける課題を地域社会が抱える課題の大きな要素の一つとして捉え、地域全体で課題解決に向けた関係機関の連携体制の構築や、ハード・ソフト両面での環境整備等を進めていく必要があります。

- 第4次計画期間中に、障害者虐待防止法や障害者差別解消法が施行されるなど、障がい者の尊厳を守る法整備がなされてきましたが、いまだ障がい者を取り巻く社会環境のバリアフリー化は道半ばであり、平成28年に発生した相模原市での障がい者殺傷事件や、平成29年に発覚した寝屋川市での障がい者監禁死亡事件など痛ましい事件が後を絶ちません。また、旧優生保護法に基づく優生手術に対する救済も始められたばかりです。
- このような背景も踏まえ、第5次大阪府障がい者計画では、障害者権利条約において明文化されている「全ての政策及び計画において、障がい者の人権の保護及び促進を考慮に入れること」に則り、障がい者の権利と尊厳の保持を大前提に、今後の障がい福祉分野の課題解決に不可欠な地域福祉の充実という観点から、「地域を育む施策の推進方向」について、個々の生活場面との関係性も踏まえ、新たに、共通場面として整理を行うこととしました。
- また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画(以下、「障がい福祉計画等」という。)については、市町村における障がい福祉サービスの提供が確保され、各施策が確実に推進されるために必要不可欠なものであり、障がい者計画と不可分の関係にあることから、引き続き本計画に含まれるものとして一体的に策定します。
- さらに、大阪府では独自に平成25年度に「発達障がい児者支援プラン」、平成29年度に「新・発達障がい児者支援プラン」を策定し、発達障がい児者のライフステージに応じた支援の充実をはじめ、様々な取組みを進めてきました。これまでのプランの内容は第4次計画にも盛り込まれており、計画期間は令和2年度までになっています。発達障がい児者支援施策については、発達障害者支援法の改正(平成28年)や障害者差別解消法の施行(平成28年)、改正障害者雇用促進法の施行(平成30年)など法制度面の整備が行われたことなどにより、他の障がい児者支援施策と並んで取組みが進められるようになってきました。その一方、「8050問題」や教育と福祉の連携といった発達障がいの人だけでなく、障がいのある人全般に共通した課題も顕在化してきており、発達障がい児者支援施策だけではなく、他の障がい児者支援施策と共通の視点で考えていくことも必要となってきています。このため、令和3年度からの発達障がい児者支援施策については、当該新プランの後継となる内容を本計画に位置付けて推進していきます。
- 本計画の策定に当たっては、障がい当事者やその家族が多数参画する「第5次大阪府障がい者計画策定検討部会」における議論を基に、令和2年9月に大阪府障がい者施策推進協議会がとりまとめた意見具申「第5次大阪府障がい者計画の策定について」を最大限尊重するとともに、障がい福祉計画等については、国の基本指針(最終改正 令和2年厚生労働省告示第213号)に即してとりまとめています。
- 大阪府としては、本計画の推進を通じて、市町村とともに障がい福祉サービスや相談支援などのさらなる整備・充実を図るとともに、平成27年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」の観点を踏まえ、教育や就労、まちづくりなど広範囲な施策の推進を図り、真

の共生社会の実現に向け、様々な主体が協力しあい、地域全体で障がい福祉分野の課題解決に取組み、障がい者が自分らしく、安全・安心に暮らすことのできる大阪の実現を目指してまいります。



2. この計画はどのような性格をもっているのか

- 都道府県障がい者計画は、障害者基本法第 11 条第2項に基づくものであり、長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画です。
また、府民が行う障がい者に対する支援活動や市町村の障がい者施策及び市町村障がい者計画に関するガイドラインにもなるものです。

- 都道府県障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法第89条第1項と児童福祉法第 33 条の 22 第1項の規定に基づくものであり、国の基本指針に即して、3年間の障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等（以下、「障がい福祉サービス等」という。）の見込量等を示すものです。
また、都道府県と同時に策定する市町村の障がい福祉計画等の達成に資するため、これらとの整合を図りながら、広域的な観点から具体的な数値目標（成果目標）を設定し、その実現に向けて取り組むべき方策等を定めています。

- 本計画は、第6期大阪府障がい福祉計画と第2期大阪府障がい児福祉計画（以下、「第6期大阪府障がい福祉計画等」という。）を含めて一体的に記述しており、障がい福祉サービス等の見込量等については、市町村の算定したものを集計して設定し、第4章に該当部分をまとめて掲載しています。

- さらに、「将来ビジョン・大阪」、「大阪府人権施策推進基本方針」、「大阪府地域福祉支援計画」、「大阪府子ども総合計画」、「大阪府高齢者計画」、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」、「大阪府医療計画」、「住まうビジョン・大阪」、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」、「教育振興基本計画」など関係計画等との連携・調和を図っています。

3. 計画の目標時期はいつか

- 昨今の様々な技術革新等により、迅速かつ短期的に社会状況は変化しています。このような状況は、今後もより加速していくことが考えられ、障がい福祉分野への影響も、東京オリンピック・パラリンピックや大阪・関西万博の開催などを契機に、より大きくなっていくと考えられます。

- そのような状況を勘案し、計画期間については、社会状況の変化に柔軟に対応ができ、一定期間の取組みの成果の検証ができるような期間が望ましいと考えています。また、本計画の上位計画である国の障害者基本計画の計画期間（5年間）や、障がい者計画を実行していくための定量的指標が示された障がい福祉計画等の計画期間（いずれも3年間）との整合性を図らなければなりません。

- 以上のことから、関係計画との整合性を図りつつ、今後の社会状況の変化に柔軟に対応できる計画とするため、本計画の計画期間を令和3年度から令和8年度までの6年間とします。なお、障がい福祉計画等は、国の基本指針において、3年を1期として策定することになっており、第6期大阪府障がい福祉計画等は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画とします。

図1：障がい者計画及び関連する計画等の計画期間

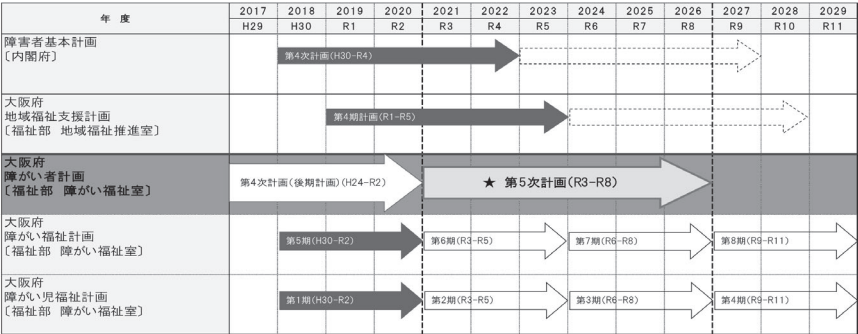
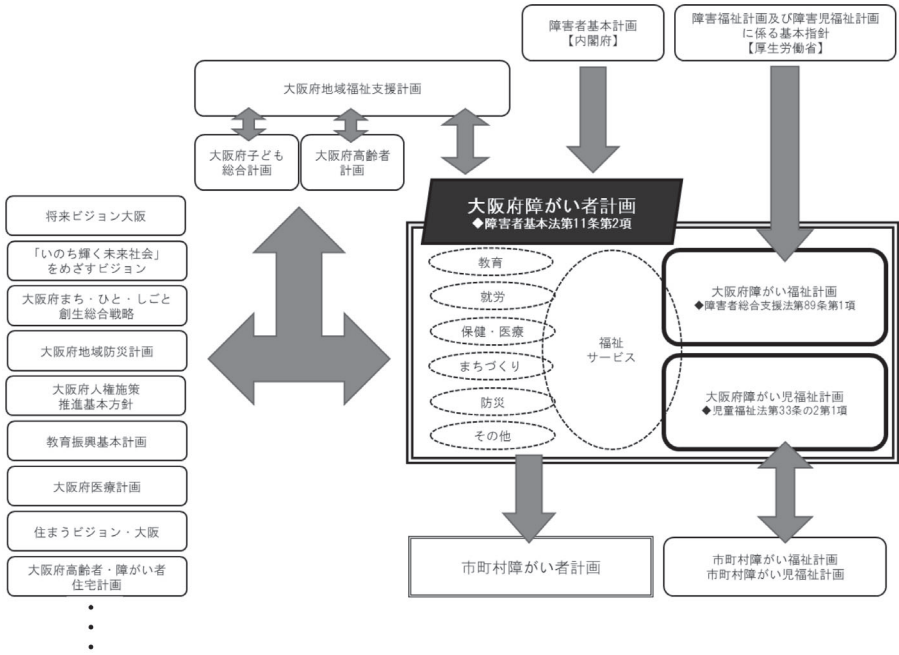


図2：障がい者計画と関係計画等との概念図



第2章 基本的な視点

1. 基本理念

- 第 4 次計画では「人が人間（ひと）として支えあい共に生きる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げ、社会全体が障がい者への必要かつ合理的な配慮を真摯に考え、社会を構成する個々人の支え合いにより合理的配慮の実践が広がっていく社会をめざすとともに、障がい者に対する支援を拡充していくことを通じて、障がいの有無に関わらず、誰もが誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として暮らすインクルーシブな社会の実現を目標としていました。

- この基本理念は、国の障害者基本計画における基本理念と共通しており、障がい者が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加することを促進し、真の共生社会を実現するために引続き重要な視点であることから、本計画においても大筋で継承し、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を本計画の基本理念とします。

- これは、障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、すべての障がい者が分け隔てられることなく、また障がい者やその家族が孤立せず、支援を行き届かせることができる「誰一人取り残されない大阪」の実現に向け、地域の多様な主体が互いに理解し合い、支え合うことで、包容力のある地域が育まれ、障がいの有無に関わらず、全ての人間（ひと）が支え合って生きるインクルーシブな社会の実現をめざすことを表現するものであり、障害者権利条約の理念に通じるものです。

- また、障害者権利条約に基づく、あらゆる障がい者の尊厳と権利を保障するという理念に加え、今後の障がい福祉を支える地域を育む視点を盛り込むとともに、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」ことや令和7年に開催が予定されている大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」をも勘案し、あらゆる主体に向けたメッセージ性のある基本理念にすべきであると考えています。

2. 基本原則

- 基本理念に掲げられた共に生きる社会の実現に向けて、今後の障がい福祉分野における課題解決に取り組んでいくにあたっては、地域全体での障がい理解、課題認識に基づく連携、協働が不可欠であり、そのような地域を育んでいく意識を共有することが必要です。

- 加えて、地域社会における多様な主体が、障がい者の自立と社会参加のために、様々な役割を果たしていけるよう、市町村及び大阪府がより連携して、大阪全体の底上げにつながる環境整備に取り組む姿勢が重要となります。この「底上げ」とは、あらゆる地域で支援をきちんと行き届かせるということ、また、地域やあらゆる主体が切磋琢磨し、様々なサービス水準が向上し、支援の質が高まることをめざすものです。

- このような観点から、以下の5つの基本原則を示します。

(1) 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持

障がい者が権利の主体として、いつ、いかなるときにおいても人間（ひと）としての尊厳を保持できる差別のない社会の構築に一層取り組んでいきます。また、本人をはじめ社会から孤立した家庭や親をフォローし、適切な支援につなぐことにより、障がい者虐待の防止に向けた取組みを進めていきます。

(2) 多様な主体の協働による地域づくり

多様化する障がい者ニーズに対応し、障がい者の自立と社会参加を実現していくため、行政、障がい当事者や家族、府民、事業者、NPO、地域団体など多様な主体の参画と協働により障がい者施策を推進していく地域を育んでいきます。

(3) あらゆる分野における大阪府全体の底上げ

大阪府や市町村が連携を強化し、あらゆる地域で支援を行き届かせるとともに、事業所間での連携を図りつつ、地域や多様な主体が切磋琢磨し、あらゆる分野でサービス水準を向上させ、支援の質を高めていきます。

(4) 合理的配慮によるバリアフリーの充実

依然として障がい者に対する差別・偏見が存在しているため、今後も障がい特性を勘案した合理的配慮の周知啓発を図るとともに、社会的障壁の除去に向け、ハード面・ソフト面でのバリアフリーの充実に努めていきます。

(5) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

障がいの有無に関わらず、それぞれの個性と差異と多様性が尊重され、人格を認め合う「共生社会」、そして、障がい者が社会の構成員として分け隔てられることなく地域社会とともに自立し支えあう社会（インクルーシブな社会）の実現を追求していきます。

（大阪府における成果目標と活動指標の相関関係）

